

「F X取引説明書及びF X取引約款」 新旧対照表

新（平成 23 年 12 月 5 日以降）	現
<p>F X取引約款</p> <p>第 4 条（取引口座開設基準）</p> <p><u>(12) 法人のお客様で本取引を行うことが、法令その他の規則または定款、寄付行為その他の一切の内規に違反せず、本取引を行うために必要な法令または内部の手続きが完了していること。</u></p> <p><u>(13) 当社から金融商品取引契約に関する勧誘を受ける意思のあること。</u></p> <p><u>(14)（略）</u></p> <p><u>(15)（略）</u></p> <p>第 6 条（証拠金）</p> <p>4. <u>当取引の維持証拠金額は相場水準に応じた変動固定制であり、個人において取引の額（想定元本）の 4%以上の円貨、法人において取引の額（想定元本）の 0.5%以上の円貨とするために、変更しなければならぬ為替水準より低い水準で当社は、お客様に事前に通知することなく、維持証拠金の金額を変更することができるものとします。維持証拠金の金額を変更したときは、新たな注文に対する証拠金のみでなく、建玉の維持証拠金に対しても変更後の料率を適用できるものとします。</u></p> <p>5. <u>前項の措置において、当該変更の前からお客様が保有する未決済ポジションについても、維持証拠金額が当該変更時に適用されるものとします。この変更の結果、お客様が本約款 13 条で定めるロスカットルールに抵触したとしても、当社はその責を負わないものとします。</u></p> <p>6. <u>（略）</u></p>	<p>F X取引約款</p> <p>第 4 条（取引口座開設基準）</p> <p>（新設）</p> <p>（12）金融先物取引業協会の「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」第4条に該当していない方</p> <p>（13）その他当社の定める口座開設基準に該当すること。</p> <p>第 6 条（証拠金）</p> <p>4. 当社は、お客様に事前に通知することなく、維持証拠金の金額を変更することができるものとします。維持証拠金の金額を変更したときは、新たな注文に対する証拠金のみでなく、建玉の維持証拠金に対しても変更後の料率を適用できるものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>5. 当社は、本取引に係るお客様の債務の弁済を受けるまでは、取引証拠金を担保として留保することができるものとします。</p>

「FX取引説明書及びFX取引約款」 新旧対照表

7. (略)

8. (略)

9. (略)

第14条 (証拠金の入金及び出金、振替)

1. お客様が本取引口座に証拠金(日本円に限ります)をご入金する場合は、当社指定の金融機関口座へ振り込むものとします。

2. 当社はお客様からの入金を確認できた時点で、本取引口座に入金処理をいたします。お客様は本システムに入金が反映した時点で取引が可能になります。

3. インターネットの通信環境や当社ならびに金融機関のシステム処理等により、入金が遅延する場合がありますことに同意するものとします。

4. 本口座への入金をご本人様からのみを受け入れるものとし、本口座の名義人と振込み名義人の氏名が異なる場合は入金を受付けないものとします。

5. (略)

6. (略)

7. (略)

6. 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。

7. お客様からお預りした取引証拠金に利息は付さないものとします。

8. お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る証拠金の取扱いについては契約書面等を遵守するものとします。

第14条 (証拠金の出金、振替)

(新設)

1. 本取引システム内の出金可能額の範囲内でお客様は全部または一部の出金を請求することができます。

2. 前項の出金請求は、当社が別途定める方法により行うものとします。

3. 当社は、当社がお客様からの返還請求受付日15時までの依頼はその当日から起算して原則として5銀行営業日以内に、返還が可能な限度で返還請求額をお客様の登録銀行口座にお振込みいたします。(出金金額によ

「FX取引説明書及びFX取引約款」 新旧対照表

<p>8. (略)</p>	<p>り5銀行営業日を超過する場合があります。)ただし、債権保全その他の事情により、当社が証拠金を維持する必要があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、出金額は1万円以上、原則1千万円までを1営業日の上限とする金額とさせていただきます。ただし、出金可能額が1万円に満たない場合の全額出金は可能とします。</p> <p>4. 当社は、当社がお客様からの振替請求受付日23時までの依頼は、その当日に振替が可能な限度でお客様の取引口座間にお振込みいたします。ただし、債権保全その他の事情により、当社が証拠金を維持する必要があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>5. 出金可能額並びに振替可能額の計算につきましては、当社が別途定める計算方法で行います。お客様からの出金（振替）請求を受け付けた後、有効証拠金と維持証拠金の差額が出金（振替）請求額を下回った場合、出金（振替）によるロスカットの可能性が明らかであれば、当社は出金（振替）処理を中止することができるものとします。</p>
<p>9. (略)</p>	<p>4. 当社は、当社がお客様からの振替請求受付日23時までの依頼は、その当日に振替が可能な限度でお客様の取引口座間にお振込みいたします。ただし、債権保全その他の事情により、当社が証拠金を維持する必要があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>5. 出金可能額並びに振替可能額の計算につきましては、当社が別途定める計算方法で行います。お客様からの出金（振替）請求を受け付けた後、有効証拠金と維持証拠金の差額が出金（振替）請求額を下回った場合、出金（振替）によるロスカットの可能性が明らかであれば、当社は出金（振替）処理を中止することができるものとします。</p>
<p>第25条（本取引利用契約の終了・解約） <u>(7) 第4条1項4号に定めるマネーロンダリング並びに公序良俗に反する取引と判断し、本取引口座の解約を通告したとき。</u></p>	<p>第25条（本取引利用契約の終了・解約） (新設)</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(7) お客様の取引実績が2年以上ない場合には、当社は、お客様の取引口座を解約することができるものとします。</p>
<p>(9) (略)</p>	<p>(8) 当社が口座名義人に対し、本人確認を要請したにもかかわらず、これに応じない場合。</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(9) 通貨ペアの取り扱いの中止等の事由により、当社からお客様に対して合理的な期間内に決済を要請する旨の通知をしたにもかかわらず、期限到来時点においても建玉の決済が行われない場合。</p>

「FX取引説明書及びFX取引約款」 新旧対照表

<p>(略)</p> <p><u>5. 2項の事由による当社からの解約通告は、電子メールまたは書面で行われるものとします。</u></p> <p><u>6. お客様は、当社からの解約通告があった場合、当社の指定する解約日までに、本取引に係るすべてのポジションを決済するための決済取引をお客様の計算において行うことができるものとします。</u></p> <p><u>7. 2項の事由による決済取引を行った結果、損失が生じた場合その損失結果について当社は一切の責を負わないものとします。</u></p> <p>第17条 (ログインID、パスワード)</p> <p>1. (略)</p> <p><u>ただし、一度以上顧客の登録住所やメールアドレスの確認が取れた場合は、その限りではございません。</u></p> <p>第34条 (免責事項)</p> <p><u>(12) 各種自動売買システムより注文を行うに際し、事前に各種自動売買システ</u></p>	<p>3. 前項の規定によりお客様との本取引を解除する場合において、お客様の本取引の建玉が残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存する建玉を反対売買により決済した上で、第10条、第12条、第27条、第28条の定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。</p> <p>4. 本約款に基づく契約が終了した場合、その他の本取引に係る約款およびその他の関連規程等に基づく契約も同時に終了するものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>第17条 (ログインID、パスワード)</p> <p>1. 当社は、お客様の取引口座開設審査を経て口座開設を承認した後、お客様に本取引システム利用のためのログインIDとパスワード(以下、「ログイン情報」といいます。)を発行します。ログイン情報の発行通知については郵送のみの通知となります。</p> <p>第34条 (免責事項)</p> <p>(新設)</p>
--	--

ムのバックテストを実施しなかったこと、あるいはバックテストの結果、お客様が意図する動作を確認できなかったこと、あるいはその売買成績を検証することができなかったことにより生じた損害等。またはその売買成績の検証できた場合においても、実際に各種自動売買システムによる本取引の注文を行った場合の結果が、検証したものと異なったために生じた損害等。

(13) カバー先金融機関が取り扱いを廃止した通貨ペアにおいて、期限内にクローズする、あるいは強制クローズされることにより生じた損害又は損失。

(14) 本取引の利用による取引注文後、当該取引注文にかかる約定結果等を照会システムの FX Trading Station II で確認しなかったことによる損害等。

(15) その他、当社の責に帰すことのない事由が発生した場合。

第38条（公租公課）

お客様は、本取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

第39条（チャートの提供について）

第40条（録音）

第41条（サービス内容および契約書面等の変更）

第42条（準拠法・合意管轄）

第43条（反社会的勢力等に関する条項）

(12) その他、当社の責に帰すことのない事由が発生した場合。

第38条（公租公課）

（新設）

第38条（チャートの提供について）

第39条（録音）

第40条（サービス内容および契約書面等の変更）

第41条（準拠法・合意管轄）

第42条（反社会的勢力等に関する条項）

<p>第44条 (その他)</p> <p>FX取引説明書</p> <p style="text-align: center;">表紙</p> <p><u>イニシア FX</u></p> <p>外国為替証拠金取引説明書 (金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)</p> <p style="text-align: center;">外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p><u>3. インターネットを利用した取引である性質上、インターネット障害、システム障害または異常レートの配信に伴い、取引不能、約定の取り消しまたは注文価格から乖離した価格での約定となる可能性があります、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可能性があります。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p style="text-align: center;">外国為替証拠金取引のリスクについて</p>	<p>第43条 (その他)</p> <p>FX取引説明書</p> <p style="text-align: center;">表紙</p> <p>外国為替証拠金取引説明書 (金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)</p> <p style="text-align: center;">外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(新設)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p style="text-align: center;">外国為替証拠金取引のリスクについて</p>
--	--

<p>○ロスカットに関するリスク (略) 維持証拠金・・・1万通貨単位あたり、想定元本の4%以上<u>(法人の場合0.5%以上)</u></p> <p>○<u>電子(オンライン)</u>取引に関するリスク <u>電子(オンライン)</u>取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、当社またはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引ができない可能性、あるいはお客様の注文が遅延する可能性があります。更に<u>電子(オンライン)</u>取引では、電子認証に用いられるログインID・パスワード等の情報が、窃盗・盗聴等により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。</p> <p>また、以下の点にご注意下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>(1) システム売買をご利用の際は、万一当社のシステム障害が発生した場合でも注文プログラムの執行などに関して責任を負いかねますことを予めご了承下さい。又、お客様自らプログラミングを行った上、並びにプログラミングを行っていない自動売買システムを利用するにあたり、それらで発生する不測の障害やリスクが生じる可能性があります。それらで生じた一切の損害について、当社が責任を負いかねますことを予めご了承下さい。</p> <p>(2) 個人及び法人のお客様が、プログラミングされた自動売買システムのロジックを商業・営利目的で開発並びに販売する場合、金融商品取引法(投資助言・代理業)として監督官庁への登録が必要となります。よ</p>	<p>○ロスカットに関するリスク (略) 維持証拠金・・・1万通貨単位あたり、想定元本の4%以上</p> <p>○オンライン取引に関するリスク オンライン取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、当社またはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引ができない可能性、あるいはお客様の注文が遅延する可能性があります。更にオンライン取引では、電子認証に用いられるログインID・パスワード等の情報が、窃盗・盗聴等により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。</p> <p>(新設)</p>
---	---

って未登録の状態でご発覚した場合は、取引約款第 25 条第 2 項 2 号に即した措置となりますので、ご理解下さい。

(3) 外国為替取引等各種取引や市場における取引参加者等で構成されている自主規制団体が定めた倫理・行動規範等では、電子取引の特性または制御不可能な事象（実際の市場と乖離した提示価格の出現等）を悪用した取引で不当な利益を得る操作又は取引を行うことを禁じております。当社としては投資家の皆様に対してもこの倫理・行動規範の遵守をお願い申し上げます。

(4) 上記に関連して、当カバー先金融機関より当社に提供された取引価格並びに情報データの不正確または誤り（バッドティックまたはバグデータ）の発生を理由とした当該価格またはデータに基づく約定成立は、価格訂正または約定が取り消される場合がございます。この場合、当該約定の価格変更または約定取り消しによるお客様の損失または機会利益の逸失は当社の免責事項となりますことを予めご理解下さい。

外国為替証拠金取引の仕組みについて

☆ 取引の方法

当社が取り扱う外国為替証拠金取引（イニシア FX）の取引方法は以下のとおりです。

a. 各取扱商品の特徴

商 品 名	T S II S T	ミラートレード
手 数 料	無料	
取 引 単 位	1万通貨	

外国為替証拠金取引の仕組みについて

☆ 取引の方法

当社が取り扱う外国為替証拠金取引（イニシア FX）の取引方法は以下のとおりです。

（新設）

「FX取引説明書及びFX取引約款」 新旧対照表

最大証拠金率	4% (法人口座 : 0.5%)		
両 建	可 (口座によつて不可)	不可	可
主な取引方法	裁量トレード	システムトレード	
初回最低証拠金	10万円		

商 品 名	Meta Trader4 (法人専用)
手 数 料	無料
取 引 単 位	1万通貨
最大証拠金率	0.5%
両 建	可
主な取引方法	システムトレード
初回最低証拠金	10万円

※ イニシアFXのMeta Trader4 (以下「MT4」) は、法人専用となっております。

※ 上記自動売買システムは、お客様を拘束し売買を強制するものではありません。

※ 自動売買システムから発注した投資ポジションの管理、監視義務はお客様にあります。

※ 自動売買システムによって、お客様が投資を行った結果として生じた損害の全部、若しくは一部の負担、またはお客様に対する特別の利益の提供は行ないません。

※ 自動売買システムを介して行われる、バックテストなどにより表示される、取引回数、勝率等の各種のデータは、過去のシミュレーション結果であり、今後将来に亘って同様の実績を収めることを保証するものではありません。

※ 投資に関する最終的な決定は、利用者ご自身の判断と責任となります。すべての取引結果の責任は、すべてお客様自身に帰属することをご承知おきください。

※自動売買システムは、システム提供元および当社が、イニシアFXのサービスの提供を休止、または廃止した場合、ご利用になれなくなる可能性もございます。

b. 取扱通貨ペア、最小変動幅、証拠金額、最小取引単位

通貨ペア	最小変動幅	証拠金額	最小取引単位
米ドル/円 USD/JPY	0.001	1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上（法人に関しては取引金額（想定元本）の0.5%以上）	1万通貨単位の整数倍
ユーロ/円 EUR/JPY			
ポンド/円 GBP/JPY			
豪ドル/円 AUD/JPY			
NZドル/円 NZD/JPY			
カナダドル/円 CAD/JPY			
スイスフラン/円 CHF/JPY			
香港ドル/円 HKD/JPY			

a. 取扱通貨ペア、最小変動幅、証拠金額、最小取引単位

通貨ペア	最小変動幅	証拠金額	最小取引単位
米ドル/円 USD/JPY	0.001	1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上	1万通貨単位の整数倍
ユーロ/円 EUR/JPY			
ポンド/円 GBP/JPY			
豪ドル/円 AUD/JPY			
NZドル/円 NZD/JPY			
カナダドル/円 CAD/JPY			
スイスフラン/円 CHF/JPY			
香港ドル/円 HKD/JPY			

「FX取引説明書及びFX取引約款」 新旧対照表

シンガポールドル/円	SGD/JPY				シンガポールドル/円	SGD/JPY			
トルコリラ / 円	TRY/JPY				トルコリラ / 円	TRY/JPY			
南アフリカランド / 円	ZAR/JPY				南アフリカランド / 円	ZAR/JPY			
ノルウェークロネ/円	NOK/JPY				ノルウェークロネ/円	NOK/JPY			
スウェーデンクローナ/円	SEK/JPY				スウェーデンクローナ/円	SEK/JPY			
豪ドル/カナダドル	AUD/CAD				豪ドル/カナダドル	AUD/CAD			
豪ドル/スイスフラン	AUD/CHF				豪ドル/スイスフラン	AUD/CHF			
豪ドル/NZドル	AUD/NZD	0.00001	1万通貨単位 あたり、取引 金額（想定元 本）の4%以 上（法人に関 しては取引金 額（想定元本） の0.5%以上）	1万通貨単位 の整数倍	豪ドル/NZドル	AUD/NZD	0.00001	1万通貨単位 あたり、取引 金額（想定元 本）の4%以 上	1万通貨単位 の整数倍
豪ドル/米ドル	AUD/USD				豪ドル/米ドル	AUD/USD			
カナダドル/スイスフラン	CAD/CHF				カナダドル/スイスフラン	CAD/CHF			
スイスフラン/ノルウェークロネ	CHF/NOK				スイスフラン/ノルウェークロネ	CHF/NOK			
スイスフラン/スウェーデンクローナ	CHF/SEK				スイスフラン/スウェーデンクローナ	CHF/SEK			
ユーロ/豪ドル	EUR/AUD				ユーロ/豪ドル	EUR/AUD			
ユーロ/カナダドル	EUR/CAD				ユーロ/カナダドル	EUR/CAD			
ユーロ/スイスフラン	EUR/CHF				ユーロ/スイスフラン	EUR/CHF			
ユーロ/チェココルナ	EUR/CZK				ユーロ/チェココルナ	EUR/CZK			
ユーロ/デンマーククロネ	EUR/DKK				ユーロ/デンマーククロネ	EUR/DKK			
ユーロ/ポント	EUR/GBP				ユーロ/ポント	EUR/GBP			
ユーロ/ノルウェークロネ	EUR/NOK				ユーロ/ノルウェークロネ	EUR/NOK			
ユーロ/NZドル	EUR/NZD				ユーロ/NZドル	EUR/NZD			
ユーロ/スウェーデンクローナ	EUR/SEK				ユーロ/スウェーデンクローナ	EUR/SEK			
ユーロ/トルコリラ	EUR/TRY				ユーロ/トルコリラ	EUR/TRY			
ユーロ/米ドル	EUR/USD				ユーロ/米ドル	EUR/USD			
ポント/豪ドル	GBP/AUD				ポント/豪ドル	GBP/AUD			
ポント/カナダドル	GBP/CAD				ポント/カナダドル	GBP/CAD			

「FX取引説明書及びFX取引約款」 新旧対照表

ポント ^ス /スイスフラン	GBP/CHF				ポント ^ス /スイスフラン	GBP/CHF			
ポント ^ス /NZドル	GBP/NZD				ポント ^ス /NZドル	GBP/NZD			
ポント ^ス /スウェーデンクローナ	GBP/SEK				ポント ^ス /スウェーデンクローナ	GBP/SEK			
ポント ^ス /米ドル	GBP/USD				ポント ^ス /米ドル	GBP/USD			
NZドル/カナダドル	NZD/CAD				NZドル/カナダドル	NZD/CAD			
NZドル/スイスフラン	NZD/CHF				NZドル/スイスフラン	NZD/CHF			
NZドル/米ドル	NZD/USD				NZドル/米ドル	NZD/USD			
米ドル/カナダドル	USD/CAD				米ドル/カナダドル	USD/CAD			
米ドル/スイスフラン	USD/CHF				米ドル/スイスフラン	USD/CHF			
米ドル/チェココルナ	USD/CZK				米ドル/チェココルナ	USD/CZK			
米ドル/デンマーククローナ	USD/DKK				米ドル/デンマーククローナ	USD/DKK			
米ドル/香港ドル	USD/HKD				米ドル/香港ドル	USD/HKD			
米ドル/メキシコペソ	USD/MXN				米ドル/メキシコペソ	USD/MXN			
米ドル/ノルウェークローネ	USD/NOK				米ドル/ノルウェークローネ	USD/NOK			
米ドル/スウェーデンクローナ	USD/SEK				米ドル/スウェーデンクローナ	USD/SEK			
米ドル/シンガポールドル	USD/SGD				米ドル/シンガポールドル	USD/SGD			
米ドル/トルコリラ	USD/TRY				米ドル/トルコリラ	USD/TRY			
米ドル/南アフリカランド	USD/ZAR				米ドル/南アフリカランド	USD/ZAR			
ユーロ/ポーランドズロチ	EUR/PLN				ユーロ/ポーランドズロチ	EUR/PLN			
米ドル/ポーランドズロチ	USD/PLN				米ドル/ポーランドズロチ	USD/PLN			
米ドル/ロシアルーブル	USD/RUB				米ドル/ロシアルーブル	USD/RUB			
ユーロ/ハンガリーフォリント	EUR/HUF				ユーロ/ハンガリーフォリント	EUR/HUF			
米ドル/ハンガリーフォリント	USD/HUF				米ドル/ハンガリーフォリント	USD/HUF			

「FX取引説明書及びFX取引約款」 新旧対照表

d. 証拠金について	d. 証拠金について				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="206 252 405 437">維持証拠金</td> <td data-bbox="405 252 1099 437"> 保有している建玉を維持するのに必要な証拠金です。 1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上。<u>ただし、法人顧客においては1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の0.5%以上</u> </td> </tr> </table>	維持証拠金	保有している建玉を維持するのに必要な証拠金です。 1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上。 <u>ただし、法人顧客においては1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の0.5%以上</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 252 1294 437">維持証拠金</td> <td data-bbox="1294 252 1991 437"> 保有している建玉を維持するのに必要な証拠金です。 1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上。 </td> </tr> </table>	維持証拠金	保有している建玉を維持するのに必要な証拠金です。 1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上。
維持証拠金	保有している建玉を維持するのに必要な証拠金です。 1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上。 <u>ただし、法人顧客においては1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の0.5%以上</u>				
維持証拠金	保有している建玉を維持するのに必要な証拠金です。 1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上。				
<p>k. 取引時間</p> <p>「取引可能時間」</p> <p>米国夏時間：日本時間月曜日AM6:00～土曜日AM5:00 米国冬時間：日本時間月曜日AM7:00～土曜日AM6:00</p> <p>※当社が指定する特定日ならびにメンテナンス時間を除く</p> <p><u>なお、カバー先金融機関より2011年12月9日（金）のNYクローズ時間からは、土曜日AM7:00と1時間延長されますので、ご注意下さい。</u></p>	<p>k. 取引時間</p> <p>「取引可能時間」</p> <p>米国夏時間：日本時間月曜日 AM6:00～土曜日 AM5:00 米国冬時間：日本時間月曜日 AM7:00～土曜日 AM6:00</p> <p>※当社が指定する特定日ならびにメンテナンス時間を除く</p>				
<p>(略)</p> <p>「システムメンテナンス時間」</p> <p>米国夏時間：日本時間土曜日 AM5:00～月曜日 AM6:00 米国冬時間：日本時間土曜日 AM6:00～月曜日 AM7:00</p> <p>※システムメンテナンス中はログインできません。</p> <p><u>※カバー先金融機関より2011年12月10日（土）からは、土曜日AM7:00からと1時間短縮されますので、ご注意下さい。</u></p>	<p>(略)</p> <p>「システムメンテナンス時間」</p> <p>米国夏時間：日本時間土曜日 AM5:00～月曜日 AM6:00 米国冬時間：日本時間土曜日 AM6:00～月曜日 AM7:00</p> <p>※システムメンテナンス中はログインできません。</p>				
<p>☆ 証拠金</p> <p>(2) 維持証拠金額（証拠金必要額）</p> <p>維持証拠金額（証拠金必要額）は、各通貨ペアとも1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上になります。<u>（法人の場合は、取引金</u></p>	<p>☆ 証拠金</p> <p>(2) 維持証拠金額（証拠金必要額）</p> <p>維持証拠金額（証拠金必要額）は、各通貨ペアとも1万通貨単位あたり、取引金額（想定元本）の4%以上になります。</p>				

額（想定元本）の0.5%以上になります。）

☆益金に係る税金

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告をする必要があります。

法人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した損益は、法人税法が適用され、その法人の事業目的により営業損益、あるいは営業外損益として計上し、他の損益と合算して課税所得を計算することになります。また、未決済ポジションにつきましては、法人税法に則り、期末で評価替えを行ない、未実現の為替差損益に関しても計上し、申告しなければなりません。

課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失は7年間繰越すことができます。

金融商品取引業者は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

☆益金に係る税金

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告をする必要があります。

（新設）

詳しくは、管轄の税務署や国税庁タックスアンサーまたは税理士等の専門家にお問い合わせください。

外国為替証拠金取引の手続きについて

(10) サービス提供の廃止および中止

c) お客様がプログラミングされた自動売買システムのロジックは商業・営利目的として、開発並びに販売する場合、金融商品取引法（投資助言・代理業）としての登録が必要となることを理解しているにも係らず、未登録のまま当該行為が発覚した場合。

d) (略)

e) (略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

資本金： 1,303,500,000円（平成23年10月31日現在）

詳しくは、管轄の税務署や国税庁タックスアンサーまたは税理士等の専門家にお問い合わせください。

外国為替証拠金取引の手続きについて

(10) サービス提供の廃止および中止

(新設)

c) その他事由により当社がお客様を取引不適格者と判断した場合。

d) 公的機関からの命令・指導や経済情勢、その他合理的な事情があった場合。

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

資本金： 1,264,000,000円（平成23年6月30日現在）